

国道330号浦添市西原地区におけるサクラ並木整備について

与那原維持出張所 安次富 長一

1. 目的

国道330号浦添市西原地区の測道の路肩部（本線の法肩）においては、雑草が測道部まで生い茂り、通行の妨げとなるばかりでなく、長年ゴミの不法投棄が続いており、地域の課題となっていた。

そこで、南部国道事務所では、測道路肩部の防草対策及びゴミの不法投棄対策を図りつつ、地域住民の声（要望）を反映し、景観整備（サクラ並木の整備）をあわせて実施した。

2. 内容

浦添市西原地区、国道330号本線部の法面防災工事に伴い実施した地域住民への説明会において、地域住民より法面への不法投棄が長年にわたり続いていることから、その対策として防止ネットの設置と景観整備（サクラの植え付け）の要望を受けた。

これらの要望を受け、事務所にて検討した結果、測道路肩部の防草対策を目的として張りコンクリート、不法投棄の防止対策としてフェンスを路肩部前面（延長、約400m）に施工すると同時に、植栽枠の設置及びサクラ（55本）の植栽を計画した。

また、当整備計画を持って、再度、地域住民への説明を実施し整備計画に対する了承を得ると同時に、サクラ並木の今後の維持管理は、自治体（浦添市）の協力の下、周辺4自治会が実施していく事も決定された事を受け着工し、平成22年2月には、地域住民による記念植樹会も実施され、現場は完了した。

3. 結論

今回のケースにおいては、防災工事の本来の目的とは直接的な関連性が薄いと思われる地域からの声（要望）を真摯に受け止め、自治体の協力を得ながら、地域住民の主体性もうまく活用しつつ、地域住民、自治体、国の3者が協働して整備を実施する事ができたものと考える。